

Title	梅澤佑介君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.12 (2018. 12) ,p.148- 167
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20181228-0148">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20181228-0148</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 梅澤佑介君学位請求論文審査報告

## 一 論文の構成

梅澤佑介君より提出された学位請求論文「イギリス政治思想史におけるシテイズンシップ論の系譜——T・H・グリーンからハロルド・ラスキまで」の構成は、以下の通りである。

はじめに

第一章 T・H・グリーン——シテイズンシップ論と

「反抗の義務」の起源

第一節 シテイズンシップ論の前身

(一) 抵抗権

(二) 性格論

第二節 T・H・グリーン

(一) 義務と権利

(二) 主権論

(三) 永遠意識の形而上学と積極的自由概念

(四) 抵抗権と抵抗の義務

(五) 忠実な臣民と知的愛国者

小括

第二章 バーナード・ボザンケ——自己統治のパラドク

クスと実在意志の観念

第一節 自己統治のパラドックス

(一) グリーンとの距離

(二) 第一印象論——ベンサム、ミル、スペイン

(三) 社会契約論——ホッブズ、ロック、ルソー

第二節 実在意志論

(一) 国家と社会の区別

(二) 個人の自由と国家の限界

(三) 「義務」と「権利」の表裏一体化

第三節 シテイズンシップと政治参加

小括

第三章 L・T・ホブハウス——形而上学的国家論批判

と進歩の形而上学

第一節 自由主義的社会主義

(一) 古典的自由主義——マンチェスター学派、ベンサム、ミル

(二) 社会立法と能動的シテイズンシップの涵養

第二節 形而上学的国家論批判

(一) 理論と実践

(二) 意志の複数性と多元的国家論の萌芽

(三) 二つの社会主義批判

第三節 客観主義的権利論と進歩の形而上学

(一) 客観主義的権利論

(二) 社会的結合の発展史

(三) 調和への進歩

小括

第四章 一九二〇年代のハロルド・ラスキ——多元的国家論と権力の広範な分配

家論と権力の広範な分配

第一節 国家主義論批判

(一) 一元的国家論批判

(二) 多元的国家論と自由概念

(三) 〈多元主義時代〉における権力の広範な分配

第二節 自由論の哲学的前提とペシミスティックな権力観

(一) 多元的宇宙と自由

(二) 反抗の義務

(三) 権力観

(四) 〈フェビアン主義時代〉における権力の広範な分配

第三節 調整権威としての国家

小括

第五章 一九三〇年代のハロルド・ラスキ——階級なき

社会の実現とユートピア批判

第一節 多元的国家論の自己批判

(一) 自由主義的国家論批判と多元論の目的の包摂

(二) マルクス主義受容の背景となった政治的経験

第二節 一九三〇年代における多元的国家論の継続

第三節 マルクス主義受容と深化する思慮なき服従論

(一) 労働者階級の思慮なき服従

(二) 自由主義興隆の歴史的背景

(三) 社会主義の登場と労働者階級

(四) 民主主義、資本主義、ファシズム

第四節 唯物史観批判とユートピア批判

小括

第六章 一九四〇年代のハロルド・ラスキ——同意による革命と計画民主主義

革命と計画民主主義

第一節 同意による革命

(一) 好機としての第二次世界大戦

(二) ロシア革命に対する評価

(三) 政治的民主主義と社会的民主主義

## 第二節 計画民主主義

(一) 「計画」とは何か

(二) 計画民主主義における個人の自由

## 第三節 ラスキの死

小括

おわりに

## 参考文献一覧

## 二 内容の紹介

本論文の主旨は、ハロルド・ラスキである。だが、「論文の構成」からも明らかのように、T・H・グリーン、バーナード・ボザンケ、L・T・ホプハウスの政治思想も大きく扱われている。その理由は、論文のタイトルが示唆するとおり、梅澤君がイギリス政治思想史におけるシティズンシップ論の系譜の叙述も試みているからである。そしてこのようなダイナミックな思想史叙述のなかにラスキを位置づけることによってラスキの政治思想の特徴と意義を明らかにしようとしている。

「はじめに」では、「人民の政治的無関心」の問題——こ

れは今日益々深刻化しているとされる——に対する梅澤君自身の危惧が表明されたうえで、この問題に対するラスキの知的貢献の重要性が訴えられる。それは「人民の政治的無関心」と「歴史意識の希薄化」との相関関係に注目し、その問題解決を求めめるなかで「歴史に基づく政治学」の構築を目指したものである。

だが、大半の先行研究は、ラスキのこうした知的當為の重要性を看過していると梅澤君は批判する。「多元主義者」や「マルクス主義者」といったレッテル、あるいは前者から後者への変遷を基調とする解釈枠組みが自明視されるなかで、ラスキの中心的主張もその一貫性も覆い隠されてしまったのだと。くわえて、グリーンからラスキに至るシティズンシップ論も「歴史の中で消え去ってしまった」、あるいは根本的に変質してしまいい現代には残されていない(七頁)とされ、その「発掘」も本論文の課題となる。というのも、こうした(多様性に富みつつも、特定の問題系を共有する)シティズンシップ論の批判的継承関係ないし変遷を背景としつつ、それとの関連でラスキの政治思想を考察することによってこそ、先行研究によって見落とされてきた重要な部分が浮き彫りになると梅澤君は考えるからである。その際、特に注目されるのが「抵抗の義務」とい

う観念である。

第一章（「T・H・グリーン——シテイズンシップ論と〈反抗の義務〉の起源」）の主たる考察対象は、イギリス政治思想史におけるシテイズンシップ論の嚆矢と梅澤君が位置づけるグリーンらの政治思想である。ここでは「抵抗の義務」という観念を中心に議論が展開されるが、まずは背景説明（第一節「シテイズンシップ論の歴史」）として初期近代以降の「抵抗権」の伝統（第一節第一項「抵抗権」）と一九世紀に興隆した「性格論」の言説（第一節第二項「性格論」）が概観される。

第二節（「T・H・グリーン」）では、いよいよグリーンらのシテイズンシップ論と「抵抗の義務」の観念が検討される。その際、まずは「抵抗権」と「抵抗の義務」との違いが明確に認識されていないなど先行研究の不備が指摘される。そして第二節第一項（「義務と権利」）では主に著者『政治的義務の諸原理に関する講義』の内在的理解が試みられ、グリーンによるスピノザ、ホッブズ、ロック批判などの吟味を通じて、グリーンらの立場の特異性が明らかにされる。グリーンは自然権の概念を否定し、（個人の）権利を他者からの承認と義務意識から生じると考える。そしてこの立場から独自の主権論を展開したと梅澤君は述べる。

第二節第二項（「主権論」）では、この主権論の特徴が明らかにされる。梅澤君は、それが一般意志重視のルソーの主権論と慣習的服従を被支配者の同意とみなすオースティンの主権論との折衷からなる、独自の性格を有するものと説明する。ただ、ここでも「抵抗の義務」に通じる要素が強調される。というのも、一方で強制力を伴う国家主権を認めそれが諸個人の国家への服従義務を要請するとしつつも、国家主権の正当性根拠を「共通善」の保障に求めることによつて、現実の国家的意志が常に正当性を有するとは限らないというロジックを導くことができるからである。グリーンは、「共通善」を「諸個人の完成が同時に社会の完成でもあるような完成であり、また社会の完成が同時に諸個人の完成でもあるような完成である」（二六頁）と定義し、さらに（外的行為のみに関わる）「法的義務」と（個人の自発性に起因する）「道徳的義務」とを截然と区別することによつて、両者間の乖離が生じ「共通善」という目的が蔑ろにされる場合、市民側からの国家への服従の限界と抵抗の義務が帰結すると説いた。

とはいえ、共通善や一般意志の内容を人びとがいかにか知りうるかという問題は依然として残る。そこで第二節第三項（「永遠意識の形而上学と積極的自由概念」）では、グ

リンがその判断基準として「永遠意識」という形而上学的概念を用いたと説明される。そしてカントやヘーゲルとの類似性を指摘しつつも、「永遠意識」を非超越的にして内在的なものと捉える点でグリーンは両者とは異なり、またそれが国家的意志と同一視されないことによって抵抗の論理が可能になるとされる。つまり、永遠意識ないし共通善の内容を特権的に知りうる個人も集団も存在しないという立場から、また究極的には国家ではなく個人が自己実現ないし共通善実現の主体となると主張することによって、国家が完全かつ個人に先立って共通善を体現するという論理を相対化するのである。これはグリーンの自由論とも連動しており、その個人重視の立場ゆえ、彼は（単なる拘束や強制の欠如を意味する）「消極的自由」とは区別される「積極的自由」（グリーンの定式化した）がえは、それは「為すあるいは享受するに値すること、しかもその上われわれが他者と共通して為すあるいは享受することを為すあるいは享受する積極的な力や能力」（三〇頁）の概念）を擁護しつつも、判断主体としての個人の地位を蔑ろにすることはないとされる。但し、グリーンは「主権」の主体を暗に国家に限定し、これが後にラスキによって批判されることになると梅澤君は付言する。

第二節第四項（「抵抗権と抵抗の義務」）では、グリーンにおける「抵抗権」と「抵抗の義務」との概念的差異について論じられる。抵抗権は、他の権利同様、社会的承認が存在しないと成立しえない。これに対して、抵抗の義務は個人の内面的な動機と（共通善を考慮した理性的）判断に由来するため、社会的承認が存立条件とはならない。うえ、抵抗権がなくとも抵抗の義務が存在する状況も想定可能となる。つづいて第二節第五項（「忠実な臣民と知的愛国者」）では、この「抵抗の義務」の概念がグリーン（の想定する市民像（特に「知的愛国者」）に通底していることが示される。

第二章（「バーナード・ボザンケ——自己統治のパラドックスと実在意志の観念」）では、グリーン（のシティズンシップ論の批判的継承という視座からボザンケの政治思想が吟味される。梅澤君は、多くの先行研究で指摘されるボザンケ政治理論の矛盾は、内在的理解によって整合的に捉えることが可能だと主張しつつも、最終的にはグリーンが訴えたような「抵抗の義務」がその理論においては困難になることを指摘する。

第一節（「自己統治のパラドックス」）から第二節（「実在意志論」）にかけて梅澤君はボザンケ政治理論を構成す

る諸要素の關係性と整合性を明らかにしようとする。

第一節第一項（「グリーンとの距離」）では、グリーンとの政治理論において問題とはなりえなかつた「自己統治のバラドックス」をボザンケがいかに正面から取り上げ、それに対してどのように解決を模索したかが説明される。その際、肝要となるのが「実在的なるもの」ないし「実在意志」の觀念であり、それらはプラトン、アリストテレスへの一定の共感と、ルソーへの共感的批判から構築されたものであるとされる。ボザンケは「一般意志」を不可欠としつつもルソー自身が要請した存立条件（全市民による投票や立法者など）を否定し、現実の制度において経験の集積を通じて具現化される合理性を重視した。「一般意志は内省のシステムというよりは意志のシステムであり、議論の中と同じくらい行動の中に現れる」（四一頁）——こう述べるボザンケにとって「実在意志」とは現実の中に具現化された一般意志であり、それは人びとが無意識に従う「システム」であると同時に、社会の既存の制度や慣行に体现されるものである。そしてこのような立場をとればこそ、ボザンケは（グリーンと比して）国家や現行制度・法に対して大きな信頼を置くことになり、個々の市民による反抗の契機も軽視されることになる。梅澤君はさらにボザンケ

の権利論の分析を通じて次のように述べる——「グリーンが現行制度の限界とその外にある理想的な権利体系に重きを置いたのに対し、ボザンケは歴史の中で現行制度に理想が具現化している点を強調した」（四二頁）と。

第一節第二項（「第一印象理論——ベンサム、ミル、スペンサー」）では、上記の立場からのベンサム、ミル、スペンサーへの批判が吟味される。三者の理論を「第一印象理論」と総称するボザンケは、いずれの主張も国家への服従義務と個人の自由とを架橋する自己統治の論理を提示しえないと考える。対して第一節第三項（「社会契約論——ホッブズ、ロック、ルソー」）では、ホッブズ、ロック、ルソーの政治理論が自己統治の問題との関連で、ボザンケによつて高く評価される旨説明される。とりわけルソーがホッブズとロックの欠点を克服する思想家として論賛され、ルソー自身の指摘するアポリアに由来する「立法者」をめぐる問題も、「立法者」を「社会制度の集合体」と同一視することによつて解決の糸口が得られると説明される。この「社会制度の複合体」を「実在意志」の（不完全ながらも）最も信頼できるメルクマールとみなすことによつて（個々人の特殊意志をも内包するとされる）現行の制度と習慣の合理性が所与の瞬間における個人の思いつきに優位

するものとして主張できるとボザンケは考えたのである。

第二節（「実在意志論」）では、ボザンケの実在意志論が子細に検討されるが、第二節第一項（「国家と社会の区別」）において梅澤君は、ボザンケが国家と社会を区別していないとする先行研究の一般的論調に対し、彼がそれらを明確に区別しているだけでなく、その区別が重要な意味を有していると主張する。というのも、ボザンケは国家の「力」ないし強制力の契機を重視しつつ、国家を主体、社会ないし社会的諸制度を客体とみなし、この区別を前提に国家による社会の調整を期待しているからである。また、この国家による調整が社会と個人、全体と部分の統合を通じて一般意志ないし実在意志を導くとされるのである。（なお、こうした立場をとるボザンケにとって大英帝国は批判の対象であったことも指摘される。）

さて、第二節第二項（「個人の自由と国家の限界」）で論じられるように、強制力を行使する国家が実在意志の担い手とみなされるのであれば、個人の自由と国家への服従は矛盾しなくなる。というのも、真の（個人の）自由とはその時々個人の経験的自我に由来するものではなく、むしろ実在意志に適った（したがって、より合理的な）「実在自我」に由来するものと規定されるからである。ボザンケ

がルソーの強制的自由概念を称揚するゆえんである。

梅澤君は、積極的自由を擁護する点にボザンケとグリーンの類似性を見て取る。くわえて、グリーン同様、力が直接個人を道徳的にすることはできないとの立場をボザンケもとるため、国家による自由の保障は外的な条件の保障にとどまる——つまり、国家の役割は「障害の除去」であり、国家干渉に対する一定の制限が要求される。こうした制限は、不要な干渉が道徳的活力源を破壊するという理由でも正当化される。（ボザンケは同じような理由からグリーン以上に経済領域への国家干渉も忌避することになる。）とはいえ、「法的義務」は依然として強制可能であり、自由と両立するものとされる。

第二節第三項（「義務」と「権利」の表裏一体化）では、以上のようなグリーンとの類似性にもかかわらず、ボザンケはグリーンとは異なり「義務の権利に対する先行性」は認めず、したがって「反抗の義務」もグリーンとは異なる意味合いを持つことが説明される。つまり、ボザンケは義務をも権利同様、社会的承認に依拠するものと理解したため、ボザンケのいう「反抗の義務」は実質的にグリーン「抵抗権」に近く、国家の法を超えるものではなかった。



そして以上の違いは、第三節（「シティズンシップと政治参加」）で説明されるように、対照的なシティズンシップ論に結実する。というのも、梅澤君曰く、ボザンケにとってシティズンシップは、「社会の中で自分に割り当てられた共通善への独特な貢献、すなわち自らの（地位）を自覚し、自分の持ち場を忠実にこなすこと」（五五―五六頁）に求められるからである。こうした立場からは、経済領域への国家干渉の制限は導かれても（例えば、貧者も善をなしうるので貧民救済は必ずしも必要ではない）、政治参加への強い要請が帰結するわけではないとされる。なぜなら、制度が既に一般意志を体现しているのであれば、政治参加がなくとも市民は義務を果たすことができるからである。

第三章（「L・T・ホブハウス——形而上学的国家論批判と進歩の形而上学」）の考察対象はホブハウスの政治理論である。ホブハウスは、後のラスキによるイギリス観念論批判を一部先取りしつつも、その対照的な歴史観からラスキとは異なる権利・義務論やシティズンシップ論を展開することになる。

第一節の主題はホブハウスの「自由主義的社会主義」であるが、その特徴を明らかにするために、まずは第一節第

一項（「古典的自由主義——マンチェスター学派、ベンサム、ミル」）でホブハウスが「ニューリベラル」の立場から行った古典的自由主義への批判が紹介される。特に問題視されるのがマンチェスター学派やベンサムの思想に含まれる「自然的調和」重視の考えである。またミルに関しては、その「古い個人主義」を批判しつつも、「自由主義的社会主義」に特徴的な国家の役割を考慮しているとして、ホブハウスが高い評価を与えたことも触れられる。

第一節第二項（「社会立法と能動的シティズンシップの涵養」）では、後続の議論同様、ホブハウスのボザンケ批判を中心にホブハウスの政治理論の特徴が明らかにされる。ここで特に注目されるのは、ボザンケ流の自助論への批判と能動的シティズンシップ涵養の条件（民主主義と社会立法）である。

第二節（「形而上学的国家論批判」）では、ボザンケの形而上学的国家論に対するホブハウスの批判が中心に検討されるが、第二節第一項（「理論と実践」）で存在と当為、現実と理想の関係性についてのホブハウスの立場が示されたうえで、第二節第二項（「意志の複数性と多元的国家論の萌芽」）では後のラスキの「多元的国家論」を彷彿とさせる考えがホブハウスのボザンケ批判に見て取られることが

指摘される。また梅澤君は、ホブハウスがボザンケとは異なり、政治参加を通じて能動的シティズンシップの涵養を目指しており、それはグリーンからホブハウスそしてラスキへと継承されていく要素であると説く。

第二節第三項（「二つの社会主義批判」）では、ホブハウスが一方で自由主義的社会主義ないしニューリベラリズムを標榜しつつも、他方でなぜ彼のいう「機械的社会主義」と「官僚的社会主義」を批判したかが説明される。機械的社會主義とは単純な經濟決定論に依拠した俗流マルクス主義を意味し、官僚的社會主義は官僚主導のエリート支配を意味するが、いずれも個人の自由および民衆の政治参加を蔑ろにするという理由で批判されるのである。対して、ホブハウスは漸進的改革を通じて自由と産業の調和が可能になると説くが、そこを基礎づけるのが彼独自の歴史哲学である。

第三節（「客観主義的権利論と進歩の形而上学」）では、ホブハウスの歴史哲学の特徴が明らかにされるが、まず第三節第一項（「客観主義的権利論」）でホブハウスの権利と義務に関する考えが説明される。ホブハウスはボザンケ同様、権利と義務は表裏一体にして社会的性格を有するうえ、（グリーン同様）共通善に規定されると説く。（但し、グ

リーンの「個人意識」に由来する義務という考えは継承されない。）だが、ホブハウスがボザンケともグリーンとも異なるのは、「権利承認テーゼ」に依拠せず、むしろ承認から独立し、しかも共通善に基礎づけられる客観的なものとして権利を捉えたところであると梅澤君は説く。この論理に従えば、いまだに承認されていない、しかし客観的に「科学的に立証」可能な権利も存在しうることになる。

だが、この科学的立証の判断そのものはいかにして可能になるのか。この問いに答えるに際して、ホブハウスは（第三節第二項（「社会的結合の発展史」）で説明されるような）独自の進歩の形而上学を提唱することになる。つまり彼は、「親近性」、「権威」、「シティズンシップ」という三つの異なる原理が歴史のなかで段階的に現れ、「人間間の統合、秩序、協働、調和」を旨とする社会進化を促すと考える。そしてシティズンシップに基づく社会的統合においては、法とは優越者によって下される命令ではなく、人民の意志の表現となる——これこそが「国家」の存立条件（ないし正当性根拠）であり、「一方で十分に責任感のある個人と他方で大多数の意志を表現する立法府が国家の特質」（七六頁）とされるのである。

ホブハウスはこのような発展的過程の帰結としての現代

国家を概ね肯定的に評価することになるわけだが、第三節第三項（「調和への進歩」）で明らかにされるように、その原動力を「愛」に求め、それを重視した。歴史は共通善の漸進的実現へ向かっているという考えは一定の楽観主義を伴っており、梅澤君曰く、ホブハウスは当時流行した進化論に対抗しつつ、「人間の利害衝突が最終的には人間本性に根差す合理性による進歩によって解決されるだろうと信じている」（七八頁）のである。そうであれば、ホブハウスの政治理論において「反抗の義務」が副次的な意義しか持ちえなかったのも不思議ではない。くわえて梅澤君が指摘するに、ホブハウス、ボザンケ、グリーンンの政治理論は、その相違にもかかわらず、歴史における共通善の漸進的開示を認めるという点において一致が見られる。

以上第一章から第三章までの議論を踏まえて、第四章以降ではハロルド・ラスキの政治思想の新たな解釈が提示される。第四章（「一九二〇年代のハロルド・ラスキ——多元的国家論と権力の広範な分配」）、第五章（「一九三〇年代のハロルド・ラスキ——階級なき社会の実現とユートピア批判」）、第六章（「一九四〇年代のハロルド・ラスキ——同意による革命と計画民主主義」と、梅澤君は時系列的にラスキの政治思想の展開過程を追っていくことにな

るが、従来の解釈的図式は踏襲せず、むしろそれを相対化する形で、さまざまな変遷とその内容を子細に検討しつつも、その根底には一貫した主張があり、それこそが彼の自由論、シテイズンシップ論および「反抗の義務」を支える考えであることを明らかにする。

第四章第一節（「国家主権論批判」）で中心的に扱われるのは一九一七年から一九二二年の間（「多元主義時代」と称される期間）に執筆された初期主権三部作であり、これらの分析を通じて梅澤君はラスキの「一元的国家論」批判、そしてそのアンチテーゼとして提唱された「多元論国家論」と「権力の広範な分配」について検討する。

第一節第一項（「一元的国家論批判」）では、ラスキの「一元的国家論」批判が吟味される。ラスキが一元論的国家論の主唱者として論敵に定めるのはイギリス観念論者ボザンケであり、その問題は法的正義と道徳的正義の一致を自明視することに由来するとされる。というのも、この一致が認められた場合、国家意志は、法的のみならず道徳的にも正しいとみなされるからである。翻ってラスキは、トクヴィル同様「これまで馴染んできた制度」と「必要な制度」とを区別し、さらには法的正義と道徳的正義とを峻別することにより、一方で国家の他の諸集団に対する法的優

位性（それは強制装置を伴う）を認めつつも、道徳的正義の次元では国家が他の諸集団に優越しないと主張し多元論的国家論の立場を堅持するのである。

第一節第二項（「多元的国家論と自由概念」）ではラスキの多元的国家論が彼の自由概念とも連動していることが示される。ラスキによれば、国家の安定的な統治を支えるのは被治者の惰性的服従である。（これは被治者の「無意識的」服従を同意と同一視し、一元論的国家論を導くボザンケとは異なる。）だが、大衆が国家の優越性を無批判的に受け入れるのであれば、市民の自由は消失する。そこで国家の諸集団に対する法的優位性を受け入れつつも、道徳的正義の次元では同等とみなし、個々人が国家行動の正当性を自らの道徳的判断に基づいて不断に吟味する必要性を訴えた。ラスキにとって自由とは「不断に自発性の機会が存在すること」（八七頁）を意味し、「自由の概念は人間の究極の個性を表すものであり、法律によって恒久的な安定を得ようとする制度ではそのための余地を何ら発見しえない」（八六頁）のである。であればこそ、彼は一元論的国家論の根本的否定に至るのである。また、梅澤君はこうした議論がラスキ独自の歴史重視の政治学とも密接に関連していると述べる。つまり、国家の理念的目的より国家の過

去と現在における実際の機能に着目する機能主義的アプローチを重視する。もともと、ラスキも理想や形而上学を全面的に否定するわけではない。「個々の観察者が各々の理想を持ち、それを判断基準として歴史的现实を吟味し続けることで個人は初めて自由を手にしうる」（八八頁）からである。

第一節第三項（「多元主義時代」）における権力の広範な分配）では、個人の自発性に依拠する自由の保全が、大衆の「思慮なき服従」とそれを助長する中央集権化によって困難になるとの認識から、ラスキの提唱した「権力の広範な分配」について触れられる。

第二節（「自由論の哲学的前提とベシミスティックな権力観」）では、ラスキの（フェビアン主義時代）（一九二五—三一年）に発表された著作『政治学大綱』と『近代国家における自由』を中心に、彼の自由論、「反抗の義務」の観念および権力論が吟味される。

第二節第一項（「多元的宇宙と自由」）では、ラスキの自由概念が「人格の実現」を重視するなど、一見イギリス観念論の自由概念と類似しているようだが、個人の人格を「真の自我」とそうでない部分とに区分し前者を理性的にして国家意志と同一化するものとみなす論理を完全に

否定した点で、両者は決定的に異なるとされる。そして梅澤君が強調するに、ラスキは「個人人格の全体性に基づき、諸個人の経験から形成された意志はどこまでも互いに異なっている」という認識を政治学の出発点と考えたのであった」（九一九二頁）。こうした個人主義的にして経験重視の自由論を哲学的に基礎づけ、二元論を棄却するために、ラスキは（ジェイムズらによって唱えられた）プラグマティズムの「多元的宇宙」論を援用したとされる。（なお、この項ではデイーンのラスキ解釈・批判が徹底的に論駁される。）そしてグリーン、ボザンケ、ホプハウスの比較を通じて権利、法、義務、反抗などに関するラスキの主張の特異性が明らかにされ、自発性に由来し「思慮なき服従」と対極にある自由は、制度以上に「市民の誇り高い精神」によって可能になるとのラスキの考えが示される。「反抗の義務」の観念とシテイズンシップ論は自ずとこの自由論から導かれる。

第二節第二項（「反抗の義務」）では、ラスキがグリーンらから批判的に継承した「反抗の義務」の観念について論じられる。たしかにラスキはグリーンを批判したが、ラスキはグリーン「の「抵抗権」と「反抗の義務」の区別を正しく理解しておらず、その批判は誤解に基づいていた。その

点を指摘したうえで梅澤君は、ラスキが（図らずも）グリーン「の「抵抗の義務」論を継承している」という。それは「反抗の義務」が社会的承認ではなく、個人の良心から生じるものとラスキが主張するからである。しかもグリーン同様、ラスキの「反抗の義務」はシテイズンシップ論と連動している。梅澤君は再びグリーン、ボザンケ、ホプハウスとの比較によってラスキの特徴を明らかにしようとするが、特に重要となるのがラスキの歴史の捉え方であり、その非目的論的解釈ゆえに市民には一層の能動性が求められることになる。つまり、歴史を合理性の開示ではなく、偶然性の集積として捉えるがため、国家の正当性についても個々の市民による判断と勇気が要請されるのである。

第二節第三項（「権力観」）では、自由と権力との望ましい均衡関係について考察され、〈多元主義時代〉から〈フェビアン主義時代〉を通じてラスキの中心的主張が一貫していたことが示される。「国家意志とは、決定をなす法的権力を委ねられた少数の人びとが到達する決定である」（一〇〇頁）と説くラスキにとつて、ボザンケとは対照的に、治者と被治者との同一化はありえず、絶えず拡大傾向にある政治権力への批判的吟味と抵抗（少なくとも思慮なき服従の回避）が市民の自由を保全するための不可欠

な条件となる。と同時に、政治的無関心という人間の一般的な性向を克服し、公的意識のもと主体的に思考し行動する市民を涵養するためには、それを導くような制度が必要となる。したがって、政治制度をどう改革するかという議論も重要であり、梅澤君はこれもラスキが終始一貫して追求してきた問題であるという。

以上との関連で、第二節第四項（「フェビアン主義時代」における権力の広範な分配）では、（多元主義時代）に展開された「権力の広範な分配」論が引き続き（「フェビアン主義時代」においても重視されていると解される。ここで特に注目されるのがラスキによる（多元的国家論に適った）「権力の分配」と（権力機構同士の抑制均衡に限定される）「権力分立」との区別であり、この区別および前者の重要性を理解していないディーンが再び批判の俎上に載せられる。なお梅澤君は、ラスキが結社の負の側面にも自覚的であるうえ、どこまでも個人重視の立場を貫いている点で、多元論者 G・D・H・コールとは根本的な相違があることを指摘する。

こうしたコールとの違いはラスキの国家論における調整権威の位置づけに注目すれば一層明らかになるとされる。第三節（「調整権威としての国家」）では、「調整権威」と

いう『政治学大綱』で初登場した用語に注目しつつ、それがディーンのような（多元主義時代）と（フェビアン主義時代）の断絶を意味するわけではないと梅澤君は主張する。ここでも法と道徳は依然として区別されており、そして「諮問機関」というシテイズンシップ論と連動する制度構想と調整権威との関係性およびラスキのコール批判を検討するなかで、梅澤君はラスキの政治思想が一貫して個人主義的自由観念と権力へのベシミズムに彩られている点を強調する。

第五章（「一九三〇年代のハロルド・ラスキ——階級なき社会の実現とユートピア批判」）で梅澤君は、ラスキの（フェビアン主義時代）の政治理論と本章で扱う（マルクス主義時代）の政治理論との関係性を論じた先行研究を批判しつつ、自らの解釈を提示する。それは極端な断絶説とも連続説とも異なり、連続性と非連続性を時代背景およびラスキの意図に即して捉えようとする立場である。

第一節（「多元的国家論の自己批判」）の目的は、『政治学大綱』第四版（一九三八年）の序文（「国家論の危機」）における多元的国家論への自己批判の射程と意義を論じることであり、第二節第一項（「自由主義的国家論批判と多元論の目的の包摂」）では、「階級なき社会」という新たな

目標を掲げつつも、多元論的要素が継承されていることが明らかにされる。つまり、マルクス主義的階級国家観に基づいて「多元論は階級関係の表現としての、国家の本質を十分に認識していなかった」（一一六頁）と自己批判を展開するものの、（権力を広範に分配することによって諸個人の自由を実現するという）多元国家論の目標そのものは維持され、大きな変更があるとすれば、それはその目標実現のために「階級なき社会」が前提条件になった点であると説明される。

第一節第二項（「マルクス主義受容の背景となった政治的経緯」）では、以上の意味でのマルクス主義的転回がなされたラスキの政治的経緯と時代背景（特に挙国政府に対する失望）について述べられる。

多元国家論の中心的主張が（マルクス主義時代）の政治理論にも継承されている点については、第二節（「一九三〇年代における多元的国家論の継続」）で詳しく論じられる。ここでは『理論と実践における国家』（一九三五年）が考察され、二〇年代同様の機能主義的議論、法／道徳区分が確認されるとともに、ラスキが「合法性」と「正当性」を区別し、政治学においては特に「正当性」に力点が置かれるとともに法の「政治的意味」と「倫理的意味」と

の峻別が要請されると論じられる。梅澤君が強調するに、こうした議論は二〇年代来の個人主義的服従論と自由論（いずれも個人の良心と主体的同意・判断を拠り所とする）と連動している。

以上はいうまでもなく、さらにラスキの「思慮なき服従」論とも連動しており、梅澤君は第三節（「マルクス主義受容と深化する思慮なき服従論」）で「抵抗の義務」観念がマルクス主義受容によってどのように深化していったかを明らかにする。

まず第三節第一項（「労働者階級の思慮なき服従」）では、資本主義社会の矛盾が顕在化しているにもかかわらず社会主義革命が起きない理由を、そうした社会の階級構造およびそれと密接不可分な大衆（労働者）の思慮なき服従にラスキが求めていることが説明される。ここでも「これまで馴染んできた制度」と「必要な制度」の区別が重視されるが、梅澤君によれば、それがいまや主権論だけではなく自由主義批判にも適用されるようになる。

そして第三節第二項（「自由主義興隆の歴史的背景」）では、『ヨーロッパ自由主義の興隆』（一九三六年）において、ラスキが自由主義の（宗教改革期以降の）歴史的展開をどう叙述し、何を問題視したかが明示される。それは労働者

が排除され、支配の対象となっていくプロセスとして描かれる。

またこうした歴史観は、彼の歴史重視の政治学へと組み込まれていく。そして第三節第三項（社会主義の登場と労働者階級）で示されるように、政治学を歴史に基礎づけようとする試みは「社会主義」の重要な位置づけによって決定的になる。つまり、（普遍や自然を標榜しつつも）特殊な地位にとどまる自由主義と、来るべき（真に）普遍的な社会主義という歴史的図式が成立することになるのである。

第三節第四項（民主主義、資本主義、ファシズム）では、ラスキのおかれた時代状況を彼がどのように理解し、どのような解決策を模索したかが考察される。資本主義が収縮期をむかえ民主主義との結合が危うくなると、一方で「政治革命」によって民主主義を犠牲にして資本主義の延命を求めるファシズムが台頭する——これはイタリアやドイツの辿った道だが、イギリスの挙国政府もそうした危険性と無縁でないとラスキは考える。他方でラスキ自身は民主主義と資本主義との結合が困難になる状況においては、個人の自由とシティズンシップの存立条件たる民主主義を優先し、「経済革命」を通じて「階級なき社会」を実現し

なければならぬと主張する。またその際、国家の「力」を無視して「少数者による多数者の支配」の問題を解決できないと考えるに至ったがゆえ、国家の権力的側面を軽視したグリーンにも批判が向けられることになる。

但し、以上のようなマルクス主義的立場をとりつつも、梅澤君は、ラスキがマルクス主義を無批判的に受容したわけではないと述べる。第四節（唯物史観批判とユートピア批判）では、ラスキの二つのマルクス主義批判が紹介される。第一に、階級対立の激化も経済革命も必然的に起きるわけではなく、資本主義的社会構造は小ブルジョワジー（ブルジョワ化した労働者）の台頭により維持される（くわえて、労働者階級の分裂はファシズムの危険を招きうる）点をマルクスが見落としたことが批判の対象となる。第二に、マルクス主義のユートピア的側面が批判されるが、それは「正義のための闘争は階級なき社会の創設によって終わりはしない」（一三二頁）とラスキが考えるからである。梅澤君によれば、「階級なき社会」は最終的な目標ではなく、「権力の広範な分配」による個人的自由の実現を旨とする（マルクス主義受容以前から唱えられていた）多元的国家論の成立条件を意味するからである。

最終章たる第六章（一九四〇年代のハロルド・ラスキ



——同意による革命と計画民主主義」では、ラスキの晩年の著作や政治パンフレットの検討を通じて「同意による革命」および「計画民主主義」という四〇年代に展開された主張が（通説に反し）それまでの政治思想と矛盾しておらず、むしろその主眼は非暴力的に「階級なき社会」を実現する（実践的）方法の模索であったという解釈が提示される。ここでも梅澤君は初期ラスキからの思想的営為の一貫性を確認し、個人の自由の尊重と「権力の広範な分配」が終始目標として掲げられていた点を強調する。

第一節（「同意による革命」）では「同意による革命」という考えに焦点が当てられるが、まず第一節第一項（「好機としての第二次世界大戦」）では、ラスキの意味する革命が既述の「経済革命」であり、第二次世界大戦の機に生じた階級横断的な連帯意識によってそれが実現可能になったとのラスキの認識が示される。こうした稀にしか見られない好機に乗じて、資本家の同意の下で平和裏に生産手段の社会化を実現することが「同意による革命」である。さらに、この「同意による革命」はラスキの自由論およびシテイズンシップ論と連動しているうえ、次節で扱われる「計画社会」ないし「計画民主主義」論とも表裏一体の関係にある。

ただ「計画民主主義」について論じる前に、梅澤君はラスキの終始一貫した思想的立場がラスキのロシア・ソビエト観にも反映されていること（第一節第二項（「ロシア革命に対する評価」）、またラスキが単なる形式的・制度的な民主主義（「政治的民主主義」）ではなく、経済的平等にも及ぶ「実質的」な民主主義ないし「社会的民主主義」の実現を求めていたことを明らかにする（第一節第三項（「政治的民主主義と社会的民主主義」））。

第二節（「計画民主主義」）では、ラスキの「計画社会」ないし「計画民主主義」の構想が考察されるが、ここでも個人の自由の尊重が大前提であることが強調される。

第二節第一項（「計画」とは何か）で梅澤君は、ラスキの意味する「計画」ないし「計画社会」は、「国家による資源配分ではなく、市場経済に対する国家干渉一般を指して」おり、「そこで問題となるのは国家が個人の欲求を知りうるか否かといった問題ではなく、むしろ国家干渉と個人の自由とをどのように両立させようかという問題であった」（一四二頁）と述べる。しかもこうした立場は、グリーン以来の、積極的国家と個人の自由との両立を目指すシテイズンシップ論と連続している。

そして第二節第二項（「計画民主主義における個人の自

由)では、ラスキの「計画社会」ないし「計画民主主義」の構想について敷衍される。既述のように、「計画民主主義」はシテイズンシップ論と連動しており、ここでは市民の能動的な政治意識・参加および個々人の国家に対する不  
断の吟味が不可欠となる。梅澤君は、ラスキが「消極的自由」とは区別される「積極的自由」を主張し、これが計画民主主義において尊ばれる自由であると説明する。またそこで要請される「分権化」は、ラスキがかねてから唱えてきた「権力の広範な分配」と同義であるとされる。

第三節(「ラスキの死」)は本論文の最終章最終節であり、梅澤君はラスキの最晩年の伝記的記述に続いて、マイケル・オークショットおよびバーナード・クリックの思想的立場と彼らのラスキ批判に触れたうえで、ラスキの歴史的合理性への懐疑を確認して節を括る。

### 三 評 価

本論文はグリーン、ボザンケ、ホプハウス、ラスキという一九世紀半ばから二〇世紀前半にかけて英国を中心に活躍した四人の思想家におけるシテイズンシップの理念の変遷を考察するものであるがタイトルから予期されるどころとは異なり、力点はむしろ「グリーンに始まるイギリス政

治思想史の『シテイズンシップ』論の系譜の中にラスキを位置づける」(六頁)ことにある。そのため構成もラスキに重点が置かれており、六章のうち半分をラスキに関する議論が占める。周知のように、日本においてラスキは敗戦後一九五〇年代頃まで「ラスキ・ブーム」とも呼ばれるような現象がみられたもののそのあと急速に忘れ去られ、二〇一〇年ほど大井赤亥、毛利智、そして梅澤君といった若手の研究者によって再評価が試みられている状況である。海外では、一九九〇年代に二冊ほど新たに評伝が発表された(Isaac Krannick and Barry Sheerman, *Harold Laski: A Life on the Left* (Hannish Hamilton, 1993); Michael Newman, *Harold Laski: A Political Biography* (Macmillan, 1993))ほか、比較的最近ではPeter Lamb, *Harold Laski: Problems of Democracy, the Sovereign State, and International Society* (Palgrave Macmillan, 2004)が世に問われている。

こうしたなかにあつて本論文の特色の一つは、これら四人の思想家の中心的課題をシテイズンシップ論と見定め、「抵抗」「反抗」の「義務」「権利」をめぐる議論に注目しつつ、彼らにとって「義務」や「権利」がどこまで社会的承認によって根拠づけられているかを検討し、社会的承認

による正当化を求めないグリーンの「義務」論の観点が、いかに紆余曲折を経て最終的にラスキにまで受け継がれたかを明らかにしようとした点にある。そのなかで、それぞれの思想家の言説と正面から取り組み、それをシティズンシップ論の観点から一つの歴史叙述にまとめ上げた点は高く評価されるべきである。個別の思想家を対象とした思想研究は多いが、本論文はラスキだけを検討対象とするのではなく、近現代イギリス政治思想史の大きな流れの中にラスキを位置づけようとしている点が非常に野心的で、将来を嘱望させる。

また、本論文の第二の特色は、ラスキの言説を丹念に検討することで、いまだに根強いH・デイーンによる「ラスキの思想的変遷テーゼ」に批判を加え、ラスキの思想的一貫性を救い出そうとした点にある。具体的に述べれば、梅澤君は、ラスキのシティズンシップ論の中核をなす「抵抗の義務」の議論が彼の「個人の良心」や「他のものによって代替し得ない個人」の重視に支えられていることを示した上で、こうしたラスキの視点が、法学的観点と道徳的観点とを区別しつつそれら双方から国家を考察し、法学的観点からは歴史的組織としての国家がもつ「合法性」を認める場合もあつた。道徳的観点からは常に国家に「合法

性」を超えた「正当性」を求める彼の姿勢につながっていたこと、そしてその点で彼は一貫していたことを示した。また、梅澤君は、個人を重視するラスキの同じ視点が、市民の「思慮なき服従」への傾向に対する彼の一貫した懸念につながっており、その観点から、理念としての「権力の広範な分配」、マルクス主義的観点を組み込んだ国家批判、理念としての「階級なき社会」、「計画民主主義」論といった多様な議論に展開されたことを明らかにしている。こうした検討を行うに際して、梅澤君の議論には必ずしも分かり易いとは言えない箇所もあるが、複雑で多岐にわたるラスキの議論を丁寧に読み解こうとしている姿勢は評価されるべきであるし、ラスキの一貫性を救い出すという試みにも全体として成功していると思われる。

しかしいくつかの問題点も散見されるので、それらを指摘しておく。

第一章第一節で検討されている「抵抗権」の記述はいささか図式的すぎるくらいがある。特にホップズの抵抗権論に関しては多様な解釈の幅があり諸説が乱立している状況であるので、それらへの目配りが必要だっただろう。

またグリーン以降のシティズンシップ論との対比を強調するためであるが、「ミルの〈性格〉論は政治制度と直

接関係するものではなかった」(一九頁)と判断するのは早計だろう。同じことは、いかにそのことがグリーンの政治思想の特徴を示すことにつながるとはいえ、彼のホップズ、ロック解釈の問題性について、梅澤君はもう少し自覚的であつてよいのではないか。

第四章から第六章にかけての議論構成であるが、一九二〇年代から一〇年ごとに区切って時系列的にラスキの思想を検討する手法をとることによって逆にラスキの思想的貫性がわかりにくくなつてしまつていく感じが強い。恐らくこの構成は「まずもつてディーンの提示したラスキの思想の変遷テーゼの反駁」(一一頁)を意図したことに由来するのだろうが、そしてそのディーン批判はある程度成功しているが、ラスキがその知的生涯をかけて何を問題にしたのかが見えにくくなつていくのではなからうか。

またラスキにおけるシテイズンシップと「善き生」との関係をもう少し踏み込んで論じていたならば本論文の分析はさらに魅力的なものとなつたであろう。例えばラスキは『信仰・理性・文明』において戦後世界のよつて立つべき理念を考察しているが、そこでは *fellowship* や *cooperation* といった言葉をキーワードにしてソ連の理念やキリスト教の理念の可否が論じられていた。実際、梅澤

君自身もラスキによる「獲得社会」批判の側面に触れている(一四六頁)。そうだとすると彼のシテイズンシップの理念はどこかで「善き生」の理念と繋がつていたはずである。

さらに、より説明が求められるのがこうした議論とラスキの「人間性論」との関連である。欲望と欲求の区別を「人格の全体性を分裂させる原理として斥ける」(九二頁)ラスキが「人間を『衝動の束』だと考えていた(九二頁)としたら、「道徳的価値が経済的価値の中に併呑され」、「経済的成功」を第一目的とする「獲得社会」の原理(一四六頁)は批判され得ないのではないか。「衝動」の議論はまた、そこにそもそも「人格」はあるのかという問題にもつながる。梅澤君はラスキに対するジェイムズの「多元的宇宙」論の影響に言及し、「自己の経験捨てて他者の経験に従属するならば、それは人格の放棄である」というラスキの評言を紹介しているが(九二頁)、つまりラスキも何らかの人格の存在を前提にしていたはずである。そうだとするならば、その人格の単一性を担保したのは何だったのか。例えばラスキの人間性観において理性はどのような位置を占めるのであろうか。「実現しなければならぬ自我の本質」の無規定性こそが彼の理論的帰結(九二頁)

だとするだけでは十分な検討とは言えないのではないか。

終章での「計画民主主義論」も説明不足の感をぬぐえない。特にそれがラスキの掲げる「反抗の義務」とどのように関連するのか、もつと丁寧の説明して欲しかったところである。この点はまた、「ラスキにとつても秩序は自由のための前提条件だった」（九三頁）と理解する梅澤君が、ラスキにおいて「秩序」と「権力の広範な分配」と「主権」とがどのような関係にあるのかを十分に説明しきれないことにもつながっていると思われる。ちなみに、「秩序は自由のための前提条件」という点だけをみれば、それは梅澤君が批判的に紹介しているB・クリックの議論と重なる（一五二頁）。しかもクリックも社会主義者であることを自任していた。こうしたことを考えると、本論末尾のクリック論（とその前提をなすオークショット論）についても、もう少し慎重な検討が必要だったと思われる。

総じて、梅澤君のラスキという研究対象との距離の取り方も気になるところである。研究対象に肩入れしすぎてその思想的・一貫性にこだわりすぎる結果、ラスキの思想が抱える問題性や限界について、もう少し批判的な姿勢をとったほうが、逆にラスキという思想家の現代的意義をより浮き彫りにすることができたのではなからうか。

#### 四 結 論

以上のように問題や課題は残るものの、それらは全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。

以上より、審査員一同は、梅澤佑介君の本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

二〇一八年九月一四日

主査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久
副査	慶應義塾大学法学部教授	堤林 剣
副査	成蹊大学法学部教授	平石 耕